

 \bigcirc

山形県公報

平成25年5月10日(金) 第2442号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定(健康福祉企同	回課)	\cdots 605
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)	606
○生活保護法による指定介護機関の指定(同)	\cdots 607
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出(同)	… 同
○国民健康保険組合の規約の変更の認可(同)	608
○同)	… 同
○同)	… 同
○国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数(同)	609
○指定居宅サービス事業者の指定(置賜総合支庁福祉	止課)	… 同
○指定居宅介護支援事業者の指定(同)	… 同
○指定介護予防サービス事業者の指定(同)	… 同
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止(庄内総合支庁地域保健福祉		610
○内水面における共同漁業の免許の内容となるべき事項等の決定 (水 産	課)	… 同
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了(置賜総合支庁農村計画		
○土地改良区連合の清算人の就任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・(村山総合支庁建設総務		
○同 (最上総合支庁建設総	务課)	… 同
○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		… 同
○宅地建物取引業法の規定に基づく講習会の指定(建築住室		
○開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・(置賜総合支庁建築	兵課)	… 同
○同)	… 同
公告		
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○県営住宅入居者の一般公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○特定調達契約に係る落札者の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○同 (同)	… 同
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)	… 同
告示		

山形県告示第484号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を 含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

	指定	医療	機	関の	名移	下	指定医療機関の所在地	指定年月日
今	泉	ク	IJ	=	ツ	ク	酒田市若浜町5番29号	平成25. 4. 1
な	0	花	調	剤	薬	局	酒田市若竹町二丁目3番4号	同

山形県告示第485号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月10日

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 クオール薬局切添町店 鶴岡市切添町19番28号
 - (2) 届出の内容

指定医療機	亦更年日日	
変 更 前	変 更 後	変更年月日
鶴岡市切添町19番19号	鶴岡市切添町19番28号	平成25. 2. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 三友堂訪問看護ステーション 米沢市成島町三丁目 2番90号
 - (2) 届出の内容

指定医療板	幾関の名称	変更年月日
変更前	変 更 後	多 欠十月日
財団法人三友堂病院三友堂訪問看護ス テーション	三友堂訪問看護ステーション	平成25. 4. 1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 一般社団法人鶴岡地区医師会訪問看護ステーションハローナース 鶴岡市馬場町1番34号
 - (2) 届出の内容

指定医療	幾関の名称	変更年月日
変 更 前	変 更 後	发 更年月日
社団法人鶴岡地区医師会訪問看護ス	一般社団法人鶴岡地区医師会訪問看護	平成25. 4. 1
テーションハローナース	ステーションハローナース	十八八人25. 4. 1

山形県告示第486号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年	月日
なりさわ歯科クリニック	居宅療養管理指導介護予防居宅療養	山形市成沢西一丁目6番48号	平成25.	4. 1
	管理指導		. , , , ,	
	認知症対応型共同			
ガル・マー・1 ヘバン学町	生活介護	安河汀士上ウ安河汀ウ株光10乗地の 0		4 11
グループホームつばさ栄町	介護予防認知症対	寒河江市大字寒河江字横道13番地の2	同	4. 11
	応型共同生活介護			

山形県告示第487号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月10日

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 湖山病院ケアプランセンター 山形市上桜田五丁目1番1号
 - (2) 届出の内容

指定介護権	巻関の名称	亦五左旦口
変 更 前	変 更 後	変更年月日
居宅介護支援事業所友結	湖山病院ケアプランセンター	平成25. 4. 1

指定介護機	亦軍年日口	
変 更 前	変 更 後	変更年月日
山形市桜田西一丁目13番9号	山形市上桜田五丁目1番1号	平成25. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 三友堂居宅介護支援センター 米沢市成島町三丁目2番90号
 - (2) 届出の内容

指定介護模	変更年月日	
変 更 前	変 更 後	发 火十月日
財団法人三友堂病院三友堂居宅介護支 援センター	三友堂居宅介護支援センター	平成25. 4. 1

山形県告示第488号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第27条第2項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 組合の名称

山形県医師国民健康保険組合

- 2 変更の内容
 - (1) 山形県医師会会員である医療及び福祉の事業又は業務に従事する医師で規約第4条の地区内に住所を有する 者及び組合職員は、第1種組合員とする。
 - (2) 第1種組合員及び(3)に定める組合員である医師が開設又は管理する医療機関に常勤している医業に従事する従業員で規約第4条の地区内に住所を有する者は、第2種組合員とする。
 - (3) 第1種組合員で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となる者のうち、規約第7条の3の規定により引き続き組合員となる旨の届出を行った医療及び福祉の事業又は業務に従事する医師は、第3種組合員とする。
 - (4) 組合員が、医療及び福祉の事業又は業務に従事する医師及び医業に従事する従業員である者の判定基準は、 別に定める。
- 3 変更年月日

平成25年4月1日

山形県告示第489号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第27条第2項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 組合の名称

山形県歯科医師国民健康保険組合

- 2 変更の内容
 - (1) 組合員は、第1種組合員・第2種組合員・第3種組合員及び第4種組合員とし、規約第4条の地区内に住所を有し、医療・福祉の事業又は業務に従事する者とする。
 - (2) 組合員が、医療・福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。
- 3 変更年月日

平成25年4月1日

山形県告示第490号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第27条第2項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のと おり認可した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 組合の名称

山形県建設国民健康保険組合

2 変更の内容

組合員が建設業に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

3 変更年月日

平成25年2月27日

山形県告示第491号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第88条第1項の規定により、山形県国民健康保険診療報酬審査委員会の定数を次のように定め、平成25年6月1日から施行し、平成20年2月県告示第179号(国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数)は、平成25年5月31日限り廃止する。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別 定数

保険医及び保険薬剤師を代表する委員19名保険者を代表する委員19名公益を代表する委員19名

山形県告示第492号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅サービス事業者の	事業所の名称及び所在地		_ L^ -	スの種	指定年月日		
名称又は氏名	争未別の名称及の別任地	9	/	ヘマノ作	3月	相足中	ЛИ
	株式会社サン十字ハートケアひなた訪問						
株式会社サン十字	介護サービス	訪	問	介	護	平成25.	4. 26
	長井市大町1番21号						

山形県告示第493号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
	株式会社サン十字ハートケアひなた居宅		
株式会社サン十字	介護支援サービス	居宅介護支援	平成25. 4.26
	長井市大町1番21号		
合同会社桧木	指定居宅介護支援事業所ひのき	居宅介護支援	间
	西置賜郡白鷹町大字菖蒲104番地の1	占 七 月 喪 又 抜	lΗ

山形県告示第494号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
III NA II NA II N	株式会社サン十字ハートケアひなた訪問	A - 44 44 44 44 - A	
株式会社サン十字	介護サービス 長井市大町1番21号	介護予防訪問介護	平成25. 4.26

山形県告示第495号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービ	スの種	類	廃止年月日
医療法人丸岡医院	デイサービスセンター亀ヶ崎の家 酒田市亀ヶ崎七丁目10番24号	通	所	介	護	平成24.12.30

山形県告示第496号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、内水面における共同漁業の免許の内容となるべき 事項を次のとおり定めた。

平成25年5月10日

- 1 公示番号 内共第1号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	うぐい(はや)漁業	周年	酒田市地内	東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社
共同漁業	こい同	同		羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル (CS
	ふ な同	同		No. 99)、右岸670メートル(CSNo. 97)の両点を
	やつめうなぎ 同	同		結ぶ線から下流河口までの最上川及び同町大字
	さくらます(やまめ) 同	同		西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線か
	もくずがに同	同		ら下流最上川との合流点までの京田川

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係 地区 酒田市宮野浦一丁目、宮野浦二丁目、宮野浦三丁目、高見台二丁目、緑ヶ丘一丁目、若宮町 二丁目、若原町、堤町、亀ヶ崎一丁目、亀ヶ崎二丁目、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、亀ヶ崎 五丁目、亀ヶ崎六丁目、亀ヶ崎七丁目、落野目、新堀、丸沼、大宮、遊摺部、小牧、坂野辺新 田、板戸及び広野(字大渕、字福岡、字輿屋及び字三本柳を除く。)
- (5) 制限又は条件 さし網を流して行うさくらます(やまめ)漁業は27統以内にするほか、公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

- 2 公示番号 内共第2号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	米沢市、南	1 米沢市地内万里橋から下流東置賜郡川西町
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	陽市並びに	地内松川橋までの最上川、その支流(和田川
	こい同	同	東置賜郡川	においては東置賜郡高畠町地内おつかな橋ま
	ふな同	同	西町及び高	でとする。)及び小支流
	うなぎ同	同	畠町地内	2 栗子川、矢沢川、元小屋川、滝沢、大白布
	かじか同	同		沢、綱木川、烏川、太田川、大鎌沢、大猿倉
	さくらます(やまめ) 同	同		沢、小猿倉沢、座沢、渋川及び逆沢川
	い わ な同	同		3 東置賜郡川西町大字州島地内旧最上川(本
	にじます同	同		郷古川)、同町大字高山地内旧最上川(角の
	わかさぎ同	同		目古川)、同町大字吉島地内旧最上川(北郷
				古川)及び南陽市大字梨郷地内旧最上川(梨
				郷古川)

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高畠町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) その他 県は、南陽市地内の川樋沢において砂防設備建設工事を、東置賜郡高畠町糠野目地内においてかんがい用施設建設工事及び用水路工事を計画している。
- 3 公示番号 内共第3号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	長井市並び	1 東置賜郡川西町地内松川橋から下流西置賜
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	に西置賜郡	郡と西村山郡との境界までの最上川、その支
	こい同	同	白鷹町及び	流及び小支流
	ふな同	同	飯豊町地内	2 小屋川
	うなぎ同	同		
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな同	同		
	にじます同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 長井市、西置賜郡白鷹町及び飯豊町、西村山郡朝日町大字今平並びに東置賜郡川西町大字大 塚及び大字西大塚
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) その他 県は、長井市大字五十川地内においてかんがい用施設建設工事を、西置賜郡白鷹町地内の塩田沢において砂防設備建設工事を計画している。

- 4 公示番号 内共第4号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	西村山郡朝	1 西置賜郡と西村山郡との境界から下流寒河
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	日町及び大	江市地内平塩橋から下流500メートルの地点
	こい同	同	江町並びに	までの最上川、その支流及び小支流
	ふな同	同	寒河江市地	2 大溜沢及び空沢
	う な ぎ同	同	内	
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな同	同		
	にじます同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 西村山郡朝日町(大字今平を除く。)及び大江町並びに寒河江市(大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、寒河江市大字柴橋地内の最上川において用水路工事を、西村山郡大江町大字本郷地内の月布川において用水路工事及び排水路工事を計画している。
- 5 公示番号 内共第5号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	0)	区	域	
第 五 種	こ い漁業	周年	西村山郡朝	馬神沼						
共同漁業	ふな同	同	日町大字大							
			谷地内							

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 西村山郡朝日町(大字今平を除く。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

- 6 公示番号 内共第6号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	寒河江市、	1 寒河江市地内平塩橋から下流500メートル
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	天童市、東	の地点から下流村山市と北村山郡との境界ま
	こい同	同	根市、村山	での最上川、その支流(須川においては天童
	ふ な同	同	市、西村山	市地内中野目橋までとする。)及び小支流
	かじか同	同	郡河北町及	2 小見川(水源地及びその下流205メートル
	さくらます(やまめ) 同	同	び西川町並	の地点までの区域を除く。)、赤沢川、小滑
	い わ な同	同	びに東村山	川、東又沢、西又沢、澄又沢、濁又沢、楢山
	にじます同	同	郡中山町地	沢及び石跳川
	やつめうなぎ 同	同	内	
	わかさぎ同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 寒河江市(大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部を除く。)、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、寒河江市地内の沼川において堤防建設工事を、東根市大字東根地内の日塔川において 用水路工事を計画している。
- 7 公示番号 内共第7号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	0)	区	域	
第 五 種	こい漁業	周年	西村山郡西	長沼						
共同漁業	ふ な同	同	川町大字沼							
			山地内							

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 西村山郡西川町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 8 公示番号 内共第8号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	Ø	区	域	
第 五 種	こ い漁業	周 年	天童市大字	寺津沼						
共同漁業	ふな同	同	寺津地内							

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 天童市
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

- 9 公示番号 内共第9号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	0)	区	域	
第 五 種	にじます漁業	周年	西村山郡西	大沼						
共同漁業			川町大字沼							
			山地内							

(3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

(4) 関係地区 西村山郡西川町

(5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

- 10 公示番号 内共第10号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第五種	あ ゆ漁業	周年	尾花沢市及	1 村山市と北村山郡との境界から下流尾花沢
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	び北村山郡	市と最上郡の境界までの最上川、その支流及
	こい同	同	大石田町地	び小支流
	ふな同	同	内	2 岩行沢川、高倉沢川、薬師沢川、中沢川、刈
	かじか同	同		安川、岩谷沢川及び北沢川
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な同	同		
	にじます同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 尾花沢市及び北村山郡大石田町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、尾花沢市地内の綱木川において堤防建設工事を計画している。
- 11 公示番号 内共第11号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	最上郡舟形	1 尾花沢市と最上郡との境界から最上郡舟形
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	町及び最上	町と同郡大蔵村との境界までの最上川、その
	こい同	同	町地内	支流及び小支流
	ふな同	同		2 刀場沢、小荒沢、東又沢、西又沢、黒沢川、
	かじか同	同		火ノ沢川、水無沢川、末沢川、仏沢川及び鍋
	さくらます(やまめ) 同	同		倉沢
	いわな同	同		
	にじます同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

- (4) 関係地区 最上郡舟形町及び最上町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、最上郡最上町大字富沢地先の最上小国川においてダム建設工事を、同郡舟形町大字長 沢地内においてかんがい用施設改修工事を計画している。
- 12 公示番号 内共第12号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁	業の	名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	0	区	域	
第 五 種	ر		い漁業	周 年	最上郡舟形	溜池						
共同漁業	S		な同	同	町大字舟形							
	う	な	ぎ同	同	字十二河原							
					地内							

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 最上郡舟形町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 13 公示番号 内共第13号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	新庄市並び	1 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界から下
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	に最上郡大	流鮭川との合流点から上流800メートルの地
	こい同	同	蔵村及び戸	点まで、鮭川との合流点から下流800メート
	ふな同	同	沢村地内	ルの地点から下流最上郡と東田川郡及び酒田
	かじか同	同		市との境界までの最上川、その支流及び小支
	さくらます(やまめ) 同	同		流
	い わ な同	同		2 鮭川との合流点から上流の升形川及びその
	にじます同	同		支流
	やつめうなぎ 同	同		3 新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の
	もくずがに同	同		泉田川
				4 上野川及び朴沢川

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村(大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高を除く。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、最上郡大蔵村大字赤松地内の赤松川においてかんがい用施設改修工事を、同郡戸沢村 地内の沢内川において護岸工事を計画している。
- 14 公示番号 内共第14号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	0)	区	域	
第 五 種	こ い漁業	周 年	新庄市金沢	山屋堤						
共同漁業	ふ な同	同	地内							

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 新庄市
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 15 公示番号 内共第15号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	最上郡真室	1 鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	川町、金山	800メートルの地点までの最上川、最上川と
	こい同	同	町、鮭川村	の合流点から上流の鮭川、それらの支流及び
	ふな同	同	及び戸沢村	小支流
	かじか同	同	地内	2 滝野川、後川、外沢川、主寝坂沢川、猪の沢
	さくらます(やまめ) 同	同		川、鍋倉川及び上台川
	い わ な同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村(大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、最上郡鮭川村大字庭月地内及び同郡戸沢村大字津谷地内においてかんがい用施設建設 工事を計画している。
- 16 公示番号 内共第16号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	酒田市及び	1 最上郡と東田川郡及び酒田市との境界から
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	東田川郡庄	下流東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式
	こい同	同	内町地内	会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メート
	ふな同	同		ル(CSNo.99)、右岸670メートル(CSNo.97)の
	かじか同	同		両点を結ぶ線までの最上川、その支流及び小
	さくらます(やまめ) 同	同		支流
	いわな同	同		2 小林川、楯山川及び相掛沢川
	うなぎ同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係 地区 酒田市(平成17年10月31日における飽海郡松山町及び平田町の区域に限る。)及び東田川郡 庄内町(三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曽根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、 吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返 吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田を 除く。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 17 公示番号 内共第17号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市、酒	1 東田川郡庄内町西野地内西野排水路吐口下
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	田市並びに	流側側壁の延長線から上流の京田川、京田川
	こい同	同	東田川郡三	との合流点から上流の藤島川及びそれらの支
	ふな同	同	川町及び庄	流
	かじか同	同	内町地内	2 爪田沢
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな同	同		
	にじます同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市(平成17年9月30日における東田川郡櫛引町、羽黒町及び藤島町の区域に限る。)、酒田市(広野新田、広野(字大渕、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。)、黒森、広岡新田及び浜中に限る。)、東田川郡三川町及び庄内町(三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曽根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 18 公示番号 内共第18号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	の	区	域	
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	鶴岡市、酒	1	河口から	上流の	赤川、	その支	で流及び小	支流
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	田市及び東	2	小沢川					
	こい同	同	田川郡三川							
	ふ な同	同	町地内							
	かじか同	同								
	さくらます(やまめ) 同	同								
	い わ な同	同								
	にじます同	同								
	やつめうなぎ 同	同								
	もくずがに同	同								

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市(加茂、湯野浜、油戸、今泉、金沢、宮沢、三瀬、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、小波渡及び堅苔沢並びに平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。)、酒田市(広野新田、広野(字大渕、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。)、黒森、広岡新田及び浜中に限る。)及び東田川郡三川町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- (7) そ の 他 県は、鶴岡市播磨地内の青龍寺川において用水路工事を計画している。

- 19 公示番号 内共第19号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称漁業時期	別 漁場の位置	漁場の区域
第 五 種	い わ な漁業 周 年	鶴岡市地内 1	大鳥池
共同漁業	ひめます同 同	2	2 東沢、中沢、西沢及び三角沢

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市 (平成17年9月30日における東田川郡朝日村の区域に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 20 公示番号 内共第20号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	飽海郡遊佐	1 河口から上流の月光川
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	町地内	2 月光川との合流点から上流飽海郡遊佐町地
	こい同	同		内出戸橋までの西通川
	ふな同	同		3 月光川との合流点から上流国有林界に設置
	かじか同	同		した漁業用標柱までの庄内高瀬川、中折川、
	さくらます(やまめ) 同	同		南折川、庄内熊野川及び洗沢川
	い わ な同	同		4 庄内高瀬川との合流点から上流飽海郡遊佐
	やつめうなぎ 同	同		町地内百々沢橋までの野沢川
	もくずがに同	同		5 山田川、南河前沢及び西河前沢

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 飽海郡遊佐町(比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蕨岡及び鹿野沢を除く。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 21 公示番号 内共第21号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	酒田市及び	1 河口から上流の日向川、その支流及び小支
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	飽海郡遊佐	流
	こい同	同	町地内	2 大禿沢、カメクラ沢及び小松ゾウ沢
	ふ な同	同		
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係 地区 酒田市(本楯、大豊田、刈屋、保岡、城輪、庭田、豊原、宮内、千代田、米島、穂積、宮海、刈穂、上安田及び安田並びに平成17年10月31日における飽海郡八幡町の区域に限る。)及び 飽海郡遊佐町(比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蕨岡及び鹿野沢に限る。)

- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 22 公示番号 内共第22号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の五十川及びその支流
共同漁業	うぐい(はや) 同	同		
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
	もくずがに同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市(五十川、山五十川、戸沢及び菅野代に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 23 公示番号 内共第23号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の温海川及びその支流
共同漁業	うぐい(はや) 同	同		
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な同	同		
	にじます同	同		
	やつめうなぎ 同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市(温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、 鼠ヶ関、一霞、槙代、湯温海及び早田に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 24 公示番号 内共第24号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市地内	河口から上流の庄内小国川及びその支流
共同漁業	うぐい(はや) 同	同		
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な同	同		
	にじます同	同		
	やつめうなぎ 同	同		

- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市(温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、 鼠ヶ関、一霞、槙代、湯温海及び早田に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 25 公示番号 内共第25号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の鼠ヶ関川及びその支流
共同漁業	うぐい(はや) 同	同		
	かじか同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な同	同		
	にじます同	同		
	やつめうなぎ 同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 鶴岡市(温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、 鼠ヶ関、一霞、槙代、湯温海及び早田に限る。)
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 26 公示番号 内共第26号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第 五 種	あ ゆ漁業	周年	西置賜郡小	山形県と新潟県の県境から上流の荒川、荒川
共同漁業	うぐい(はや) 同	同	国町地内	との合流点から上流の玉川、荒川との合流点か
	こい同	同		ら上流の横川及びそれらの支流
	かじか同	同		
	やまめ同	同		
	いわな同	同		
	わかさぎ同	同		

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 西置賜郡小国町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 27 公示番号 内共第27号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	Ø	区	域
第 五 種	こ い漁業	周年	東村山郡山	大沼					
共同漁業	ふ な同	同	辺町大字畑						
	うなぎ同	同	谷地内						
	わかさぎ同	同							

- (3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- (4) 関係地区 東村山郡山辺町
- (5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- (6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 28 公示番号 内共第28号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	Ø	区	域
第 五 種	こ い漁業	周年	東村山郡山	荒沼					
共同漁業	ふ な同	同	辺町大字畑						
			谷地内						

(3) 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

(4) 関係地区 東村山郡山辺町

(5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(6) 存 続 期 間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

山形県告示第497号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

	事				業			名	1		地			<u> </u>		名	工事完了年月日
カュ	ん		が	٧٧	排	水		事		業	北		沖	地		区	平成25年3月19日
地力	或水	田	農業	支援	排水	、対 第	5 特	別	事	業	打		越	地		区	平成24年12月10日
水力	利 区	域	内農	*地;	集積	促進	整	備	事	業	鴨	谷	地	北	地	区	平成25年3月22日

山形県告示第498号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の清算人に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年5月10日

	氏	名		住
佐	藤		良	酒田市大野新田字村南164番地
富	樫	善	弘	同 漆曽根字四合田184番地
伊	藤	幹	雄	同 砂越字上川原441番地
那	須	博	義	飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地
平	向	德	正	酒田市臼ヶ沢字池田通90番地

杉 山 春 夫 同 鶴田字寺の越18番地

山形県告示第499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年5月10日から同月23日まで縦覧に供する。 平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字滑川字弁財天230番 1 から 同 227番 1 まで		[]	20.6 メートル く 10.0	メートル 35
同	Ŀ	新	19.4 メートル ? 10.0	同 上

山形県告示第500号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年5月10日から同月23日まで縦覧に供する。 平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市金沢字吉袋850番から 同 字中関屋702番3まで		旧	18.0 メートル (6.5)	メートル 87
同	上	新	18.0 メートル く 11.5	同 上

山形県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年 5月10日から同月23日まで縦覧に供する。 平成25年 5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤坂真室川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字昭和字昭和66番2から

同 1058番まで

3 供用開始の期日 平成25年5月10日

山形県告示第502号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第22条の2第2項(法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者又は宅地建物取引主任者証の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

公益社団法人山形県宅地建物取引業協会が法第22条の2第2項の講習として県内において実施する講習 公益社団法人全日本不動産協会が法第22条の2第2項の講習として県内において実施する講習 他の都道府県知事が法第22条の2第2項の規定により指定する講習で山形県知事が特に認めたもの

山形県告示第503号

次の開発行為は、完了した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成25年1月30日 指令置総建第58号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第二工区

長井市成田字萩前3069番1、3069番3、3109番の一部、3087番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

長井市成田2170番地の2

株式会社長井観光

山形県告示第504号

次の開発行為は、完了した。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成24年10月24日 指令置総建第34号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字北梅林719番 2、721番 1、721番 3、字南梅林714番 7、714番 8、714番 9、714番 8、714番 9、714番 8、714番 9、714番 8、714番 9、714番 9、714番 10、716番 2、718番 3

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙721番地1

社会福祉法人白鷹会

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙716番地2

日本ホーリネス教団白鷹教会

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける山形県ネットワークの設置、監視及び保守に関する業務一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 48,812,862円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第1号該当

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年5月10日

		展		
		権		
		④	3月 の家賃 に相当 する額	
		製		
		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	31, 300	
	無	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	27,100	
		収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	23,700	
		収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	21,000	
	※	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日 18,400	
		収入が 104,000円 以下の者	月 15,900	
		次 区	一般用	
		公戸券数	1	
	容	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 62.8	
	箱	住宅形式	3 D K	
柒		所在地	新庄市金沢1494 1	
県営住宅の名称等		各	県営若葉東アペ サト1号 	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成25年5月13日から同月17日まで(ただし、郵送の場合は、平成25年5月17日までの消印の あるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 新庄市金沢字大道上2034 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所
- 5 入居の時期 平成25年6月中旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札者に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年 5月10日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

A重油(JIS1種2号) 4,500キロリットル(予定数量)

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室

山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623

- 3 落札者を決定した日 平成25年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地

遠藤商事株式会社

山形市穂積85

- 5 落札金額 76.335円 (1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年2月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年 5月10日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - (1) 感染性廃棄物収集運搬業務

イ ポリ容器 (20リットル) 6,000個

ロ 段ボール箱 (50リットル) 8,000個

ハ 段ボール箱 (80リットル) 18,500個

- (2) 感染性廃棄物処分業務
 - イ ポリ容器 (20リットル) 6,000個
 - ロ 段ボール箱 (50リットル) 8,000個
 - ハ 段ボール箱 (80リットル) 18,500個
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院総務課 山形市青柳1800番地 電話番号023(685)2660
- 3 落札者を決定した日 平成25年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地

福興産業株式会社 福島県伊達郡桑折町字田植12番地の1

- 5 落札金額 17,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年2月12日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月10日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 総合医療情報システム保守運用支援業務 一式
 - (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地

電話番号023(685)2626 内線3167

- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月22日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目 4番19号
- (5) 随意契約に係る契約金額 192,058,314円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

情報通信ネットワークシステム (LAN整備) 保守点検業務 一式

- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2626 内線3167
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月21日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社山形支店 山形市本町一丁目7番54号
- (5) 随意契約に係る契約金額 29,074,500円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当